令和８年度埼玉大学基金奨学金
「SSRC 起業奨学金」募集要項

１　埼玉大学基金奨学金の趣旨

学業奨励資金としての奨学金を給付することにより、更なる学業成績の向上・活力の醸成を図ることを目的とする。

２　SSRC 起業奨学金について

本奨学金は、埼玉大学認定ベンチャー企業の第 1 号である株式会社社会調査研究センター（以下、「SSRC」という。）により、在学中に起業を志し、卒業（修了）後も自らの事業を継続する予定の学生を支援する目的で、寄附があったものである。

３　奨学金の特徴

奨学金は給付であり、返済の義務はない。

４　申請資格

（１）次の①～④の条件を全て満たす者

①埼玉大学の学部又は大学院の正規課程に在学している者

②在学中に起業を志す者で、本奨学金申請後３か月以内に起業する予定のある者または既に起業をしている者で、起業（設立年月日）から１年以内の者

③学業に真摯に取り組み、人物が優秀である者

④次のいずれかに該当する者

（i）アントレプレナーシップ教育プログラムの必修科目を受講中または単位取得済の者

（ii）起業について必要な知識を有している者

（２）次のいずれかに該当する者は奨学生となることはできない。

①休学中の者

②休学を予定している者

③既に本奨学金の支給を受けた者。

ただし、起業支援の支給を受けた者による知的財産支援への申請については、この限りでない。

５　応募制限

・日本学生支援機構や他の民間企業・団体による給付型奨学金との併給可

・卒業（修了）後も自らの事業を継続することが望ましいが、卒業・終了後の進路に制約無し

６　採用人数

若干名

７　奨学金給付概要

（１）給付金額

奨学金種別	対象者	給付金額
①起業支援	起業予定または既に起業している者	60 万円（原則、１名につき１回限り）
②知的財産支援	上記①へ申請する者又は既に支給を受けた者のうち、起業に伴い知的財産の申請を予定している者	60 万円（原則、１名につき１回限り）

※本奨学金は、起業支援等の目的で支給されるため、支給内容や受給者の状況によっては課税対象となる可能性があります。

（２）支給方法

本学指定用紙に記入した本人名義の口座に、一括振り込み。

（３）支給時期

令和９年２月頃（予定）

８　申請方法

（１）手続

奨学金の給付を希望する者は、（２）の申請書類を学生支援課奨学支援担当係まで提出すること。
なお、提出した申請書類は返却しない。

（２）申請書類

①「SSRC 起業奨学金申請書」（様式 1）
②「履歴事項全部証明書」※起業後１年以内の者のみ提出
③「起業等計画」（様式２）
④「知的財産支援申請書」（様式３）※知的財産支援を申請する者のみ提出

（３）申請期間

2026 年 11 月 17 日（火）～ 12 月 15 日（火）　郵送による提出も可（期限内必着）
問い合わせ先：〒338 - 8570　埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５
埼玉大学　学生支援課　奨学支援担当係
（郵送の場合、レターパックライト等追跡確認ができる郵便にて発送願います。）

９　選考及び決定等

（１）選考は、申請書類をもとに書類選考を行う。
（２）必要に応じて面接による選考を行う。
（３）同一の起業プランで複数の学生が申請することを妨げないが、選考は個人ごとに行う。
（４）ALL SAITAMA ミライ機構長より推薦された者から、学長が決定する。
（５）採否の決定については、令和９年２月頃に本人に通知する。
（６）選考の経過及び決定の理由は公表しない。
（７）採択された起業予定者は、起業後に履歴事項全部証明書を必ず提出すること。

10　奨学金給付の停止・返還

奨学生が以下の項目に該当することとなった場合、奨学金給付を停止、または返還を求めることがある。

（１）大学を長期にわたって休学したとき。

（２）退学や除籍等により大学における学籍を失ったとき。

（３）学業または操行などの状況により、指導上必要があると認めたとき。

（４）大学もしくは支援者の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき。

（５）前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。